

岐阜労働局の主な取り組み

平成 24 年 10 月 23 日
厚生労働省 岐阜労働局
労働基準監督署・ハローワーク

岐阜労働局では、ソニーEMCS(株)(関連企業を含む)及び労働者(離職者を含む)等に対し、ハローワークによる職業相談・再就職支援を行うとともに、労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令や労働契約法の遵守啓発を行い、個別労働紛争の防止に努めます。

1 特別相談窓口を設置【ハローワーク】

ハローワーク美濃加茂に特別相談窓口を設置(10月23日)して、労働者等からの相談に応じます。《電話 0574-25-2178 平日 8:30~17:15》

2 企業の雇用維持・再就職支援を支援【労働局・ハローワーク】

企業が行う労働者の雇用維持や再就職支援に対する助成制度の活用支援や、移籍等を支援する(財)産業雇用安定センター岐阜事務所との連携支援を行います。

3 ハローワーク支援等の説明会を実施【ハローワーク】

企業の状況に応じて、ハローワークの支援メニュー・求人情報・雇用保険制度に係る説明会を出張して実施します《離職前の支援》。

4 相談者の希望や状況に応じた支援【ハローワーク】

在職中、外国語相談(ポルトガル語・タガログ語・英語)、県外就職希望、職業訓練希望など状況に応じた相談を行い、求人情報の提供や求人開拓を行います《離職前・離職後の支援》。

5 雇用保険・求職者支援制度の活用【ハローワーク】

失業等給付、職業訓練受講給付金などの支給により、生活の安定と早期再就職を支援します《離職後の支援》。

6 労働基準関係法令の遵守徹底【労働局・労働基準監督署】

- ① 労働基準法第 20 条により、労働者を解雇する場合には、30 日前に解雇予告するか、30 日分以上の解雇予告手当を支払わなければなりません。
- ② 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(厚生労働省告示)の遵守徹底のための指導を行います。

7 労働契約法の周知・啓発指導【労働局・労働基準監督署】

- ① 派遣先企業との派遣契約が、中途解除されたとしても派遣元企業は、「やむを得ない事由」がある場合でなければ解雇できません(同法第 17 条)。
- ② 整理解雇の場合においても客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として無効となります(同法第 16 条)。